

こんにちわ

日本共産党品川区議会議員

## 鈴木ひろ子 です

鈴木ひろ子事務所 中延2-11-7 Tel.3783-8833  
日本共産党区議団控え室 Tel.5742-6818このニュースについてのご意見、  
ご要望をお寄せください。知らないと **損!**

## 寡婦(夫)控除で負担軽減

住民税非課税に! 介護保険料6万円余⇒3万円余に!

## 寡婦控除とは

- ①寡婦(夫)控除は、税の計算の時、所得税で27万円、住民税で26万円を、所得から差し引くもの。  
子どもを扶養し、かつ所得500万円以下の寡婦は、控除額が所得税で35万円、住民税で30万円に増えます。
- ②所得125万円以下は住民税非課税  
65歳以上で合計所得125万円以下の寡婦(夫)は住民税が非課税になります。  
(寡婦(夫)控除を受けられる人は=裏ページを参照)

## Sさんの場合

- ①住民税：年間8500円が非課税に。  
今まで払った分の5年間分4万2500円が返却(余分に払った税金が返却されるのは5年分のみ)
- ②臨時福祉給付金：住民税非課税になったため支給(昨年15000円、今年6000円)
- ③介護保険料：第7段階から第3段階になり、6万6780円⇒3万4980円(年額)に引き下げ。

「お友達はみんな給付金がもらえるのに私はもらえない。何とかならぬか」との相談を受け、調べてみると寡婦控除がされていないことが判明。手続きすると住民税は非課税に、さらに：大きな負担軽減に。「寡婦控除なんて知らなかった。ほんとによかった」と喜びの声が寄せられました。

「年金少ないのになぜ給付金が出ないの?」

Sさんから電話で「臨時福祉給付金が出るようにならないか」と相談を受けたのは昨年の7月でした。

「お友達はみんな私より年金を多くもらっているのに給付金が出た。なぜ私が出ないのか。区に問い合わせたが、『所得があり住民税課税なので出ない』と言われた。何とかならないか」とい

うものでした。  
Sさんは、22年前にご主人を亡くし、86歳で一人世帯です。国民年金は月4万円、アパート一部屋の家賃収入4万9千円を不動産所得として申告して、住民税を払っているとのこと。

私は、「生活と健康を守る会」の事務局長の坂口さんに相談。「寡婦控除の手続きをしていないのでは」とのアドバイスをいただき、調べると申告されていなかったことがわかりました。

**寡婦(夫)控除を受けられるのは**

寡婦(女性) ○…対象、×…対象外

		夫と死別、 生死不明	夫と離婚
扶養親族(親、子など)あり		○	○
扶養親族なし	所得500万円以下	○	×
	所得500万円超	×	×

寡夫(男性) ①~③すべてに当てはまると対象

- ①妻と死別、離婚、生死不明のいずれか
- ②所得500万円以下
- ③子供を扶養している

**寡婦控除の手続きで、  
住民税が非課税に。  
さらに次々と…。**

寡婦控除の手続きは、「本人が区役所まで行くことができないう」と区に相談すると、書類を郵送していただきました。記入して提出すると、住民税が非課税になり(これからもずっと)、今まで払った5年分が返却されることになりました。住民税が非課税となったことで、臨時福

Sさんは、本来ならご主人が亡くなられた22年前から受けられていた制度です。制度が周知されていないため、払わなくていい税金を払い、余分に高い介護保険料を払い続けてきました。離婚後、休みも取らずヘルパーとして朝早くから夜まで働き続け、2人の子供を育ててきたシングルマザーの方にも聞きました。やはり「寡婦控除」を知らなかったため、一度も手続きし

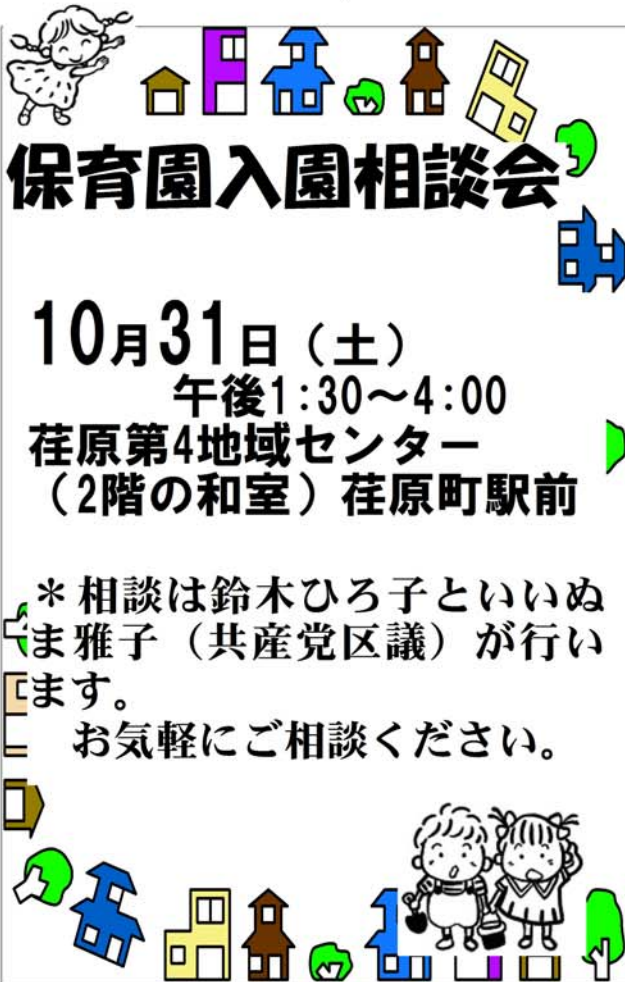
**まだまだ知られていない寡婦(夫)控除**

祉給付金は昨年1万5千円、今年6000円が支給されました。さらに、大きいのは介護保険料です。7段階から3段階に下がって、6万6780円から3万4980円に、年間3万1800円も下がることになりました。Sさんは、「寡婦控除なんて全く知らなかった。共産党は親切だと聞いていたので相談したが、本当に良かった」と喜びの声を寄せられました。

**区が周知の徹底を**

現在、区議会では26年度の決算議会の真つ最中です。区民税は毎年増え続け、26年度当初予算より20億円も増額。区民のために使うべきと求めるとともに、制度の周知がされていないため、払わなくていい税金や保険料を払うことがないよう工夫して周知の徹底をすべきと求めました。担当課長は「周知に努める」と答弁しました。

たことがなかったとのこと。



**保育園入園相談会**

10月31日(土)  
午後1:30~4:00  
荏原第4地域センター  
(2階の和室) 荏原町駅前

\*相談は鈴木ひろ子といいぬま雅子(共産党区議)が行います。  
お気軽にご相談ください。



**無料 法律・生活相談会**

10月30日(金)  
5:30~  
鈴木ひろ子事務所

中延2-11-7 3783-8833  
弁護士さんが対応します。  
どんな問題でもお気軽に。